



2026年1月22日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者
此下 竜矢
(コード番号 5103 スタンダード市場)
問合せ先 取締役兼最高執行責任者兼
最高財務責任者 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

(経過報告) タイ王国におけるGroup Lease PCLによる JTrust Asia Pte. Ltd. に対する損害賠償請求について

Group Lease PCL (以下、GL) がJTrust Asia Pte. Ltd. (以下、JTA) に対して提訴していた損害賠償請求申し立てにつきまして、2020年3月5日の第一審判決ではGLが勝訴しましたが、その後の第二審においては第一審の判決が棄却されておりました。GLは第二審の判決を受けて上告を行っておりましたが、最高裁判所がGLの上告を棄却しましたのでお知らせいたします。

1. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

GLはJTAに対して、JTAが根拠のない濫訴を行っていることによる損害賠償請求を求めて、タイ王国において訴訟を提起していたものです。これにつきましては数々の裁判がございますが、今回の損害賠償請求は、JTAが2018年1月に開始いたしましたGLに対する会社更生の申し立てにより行われた2018年1月11日から3月19日の68日間の自動的停止 (Automatic Stay) に関するものとなります。

2. 訴訟提起の相手側の概要

(1) 名称

JTrust Asia Pte. Ltd.

(2) 所在地

シンガポール共和国

(3) 代表者の役職・氏名

代表取締役社長 藤澤信義

3. 訴訟の内容及び損害賠償金額

(1) 訴訟の内容

第二審で棄却された、6億85百万タイバーツ (約26億円) の損害賠償請求につき、GLが上告を行ったものであります。

(2) 訴訟の目的の価額

6億85百万タイバーツ (約26億円)

(3) 訴訟の結果

最高裁判所はGLの上告申立てを棄却いたしました。

4. 今後の見通し

当社としましては、GLが被った損害を最小限に収束すべくあらゆる手段を行使して回収を図っていく所存です。本件はJTAが行った初回の企業再生申立に関するものですが、その後企業再生を4度、破産を2度繰り返す不当な濫訴を行なっているとGLならびに当社は考えており、大きな損害を被っております。初回については通常の訴訟活動であるとして、GLの請求は認められませんでした。そのことは残念ですが、今後の損害賠償請求訴訟においては上記の乱訴の全貌が明らかになっていることから、新たな損害賠償請求を通じてJTAならびに親会社であるJトラスト社に対してその責任を負わせるべく最善を尽くしてまいります。

本件につきまして、公表すべき事項が生じました場合には改めてお知らせいたします。

以上